

モノづくり産業強靱化スーパー特区

(特区のエリア：愛知県・岐阜県・三重県・静岡県の全域)

<提案のニーズ・背景>

東海地域（愛知県・岐阜県・三重県・静岡県）は、モノづくりを中心とした産業・技術の世界的な中枢として、我が国の経済発展を牽引してきた。今後の我が国の成長には、日本の基幹産業であるモノづくり産業の競争力強化が不可欠であり、東海地域は、まさに、「世界に打って出る＝イノベーションによる国際競争力の向上」、「世界を取り込む＝資本・人材の呼び込み」等の実現を通して、日本を「世界で一番ビジネスのしやすい環境」とし、「民間投資の喚起により日本経済を停滞から再生へ」導くことを目的として、これまでにない大胆な規制・制度改革や税制の特例措置等を講じながら、国家プロジェクトを展開するにふさわしく、また、政策効果が大きく見込める地域である。

こうした認識に立って、東海地域から、日本最大の集積を誇る航空宇宙や次世代自動車、日本トップの生産額を誇る医薬品・医療機器といった、今後の成長が期待される次世代産業を中心としたモノづくり分野に関する国家戦略特区への提案を行うものである。

具体的には、東海4県全域を「モノづくり産業強靱化スーパー特区」として指定し、

- ・モノづくり産業がグローバル競争に打ち勝つ事業環境の整備（企業を強くする）
- ・国内外から人材と頭脳が集まる仕組みづくり（ヒトを集める）
- ・モノづくりを支える産業・交通インフラの整備・革新（ヒト・モノを動かす）

の3つの柱に沿って、国の経済成長に大きなインパクトを与える様々なプロジェクトを展開することによって、「強靱な国際競争力を持ったモノづくり産業の実現」を果たし、アジア諸国の追随を許さない“Made in Japan”で世界と勝負し、日本の成長をリードしていく。

1 モノづくり産業がグローバル競争に打ち勝つ事業環境の整備（企業を強くする）

(2) 自動車産業のさらなる成長に向けたブレークスルー

プロジェクトの内容	自動車産業は、日本のリーディング・インダストリーであるが、世界的に激しい競争の中で、今後も、日本経済を牽引していくためには、電気自動車、燃料電池自動車といった次世代自動車の開発・普及拡大はもとより、自動車とインフラが有機的に連携したシステムによる、誰もがいつでも安全に運転できる自動車社会の実現など、高度で先進的な技術開発に先陣を切って取り組んでいく必要がある。 日本最大の自動車産業集積地である当地域において、自動車交通・社会に関する“課題解決先進地域”として、次世代自動車の普及拡大や先進的な自動車安全技術、自動車交通システムの構築に係る全国に先駆けた取組を実施する。
想定される実施主体	自動車メーカー、自動車部品メーカー、大学、道路管理者、交通管理者、電力・ガス・石油会社等
プロジェクトの実施のために必要な措置	
ア 次世代自動車の普及拡大に向けた先行的な規制緩和（★：規制・制度改革提案）	
イ 先進的な自動車安全技術・自動車交通システムの構築に向けた取組の実施（★）	
概要	高速道路等における完全な自動運転や、複数の自動車から集めた運転情報・道路環境情報などのより高度な利用、ドライバーの運転負荷軽減システム・異常時対応システムなどの先進的な自動車安全技術の開発や安全システム等の実現に向けて、公道での自動車走行実験を含め、各種規制のあり方の検討や実証フィールドの提供、国家的先進プロジェクトの展開などを行う。
具体的提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自動走行や隊列走行の実現に向けた公道での走行実証 現在、道路交通法第70条では、「当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。」とされており、運転者が操作を行わない自動走行は想定されていない。自動走行や隊列走行等に係る研究開発を促進するため、安全性確保を前提とし、公道での自動走行車両や運転支援車両による実証走行が行えるよう、エリアを限定した規制の整理・緩和を行う。 【該当法令】 道路交通法第70条、自動車損害賠償保障法、消費者保護法</li> <li>●100m道路等の広幅員道路を実証フィールドとして大胆に活用する。</li> <li>●プローブ情報活用のための環境整備 現状では、事業者が収集した「個人情報」に対して、どの程度の加工等を実施すれば「個人情報」に該当しなくなるのか不明確となっている。このため、プローブ情報（実際に自動車が走行した位置や車速などの情報を用いて生成された道路交通情報）の利用に関する個人情報の取扱いに関する基準の明確化や、公的機関の所有するデータ（道路交通情報等）のオープン化とGPSデータ等との統合によるビッグデータ化を進め、プローブ情報を民間がより高度に活用できる環境を整備する。 【該当法令】 個人情報の保護に関する法律第2条</li> </ul>